



# 長野県報

4月30日(金)  
平成16年  
(2004年)  
第1554号

## 目次

### 告示

事務処理規則に基づき平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政システム改革チーム）…………… 2

生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の業務の廃止（厚生課）…………… 2

生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の業務の休止（厚生課）…………… 2

生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（厚生課）…………… 2

生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定（厚生課）…………… 3

生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の名称等の変更（厚生課）…………… 3

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関の指定（厚生課）…………… 4

生活保護法に基づき指定を受けた介護機関の業務の廃止（厚生課）…………… 4

国土調査の指定（農村整備課）…………… 5

公共測量の実施（監理課）…………… 5

公共測量の終了（監理課）…………… 5

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市計画課）…………… 6

都市計画事業の認可（都市計画課）…………… 6

道路の区域変更（2件）（道路維持課）…………… 6

道路の供用開始（3件）（道路維持課）…………… 9

平成11年度長野県告示第316号（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部改正（建築管理課）…………… 9

長野県住宅改修資金補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第535号）の一部改正（建築管理課）…………… 10

長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）…………… 10

長野県議会事務局規程（昭和31年長野県議会告示第1号）の一部改正（議会事務局総務課）…………… 10

政治資金規正法に基づく政治団体の平成14年分の収支報告書の要旨（平成15年選告示第75号）の一部訂正（選挙管理委員会）…………… 10

### 公告

知事表彰（文書学事課）…………… 11

平成16年度の自衛官（2等陸士、2等海士及び2等空士）の募集期間等（市町村課）…………… 11

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）…………… 11

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）…………… 11

貸金業者の登録の取消し（産業振興課）…………… 12

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出書及び添付書類の縦覧（産業振興課）…………… 12

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧（産業振興課）…………… 12

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（3件）（産業振興課）…………… 12

農業振興地域の区域変更（農政課）…………… 15

土地改良区の定款変更認可（4件）（土地改良課）…………… 15

土地改良事業の施行についての同意（2件）（土地改良課）…………… 16

土地改良区の役員の就任及び退任（土地改良課）…………… 16

開発行為に関する工事の完了（3件）（建築管理課）…………… 16

### 訓令

職員定数規程（平成15年長野県訓令第2号）の廃止（行政システム改革チーム）…………… 17

### 正誤

正誤（障害福祉課）…………… 17



### 長野県告示第311号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の5の(2)の規定により、平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

希望の旅事業補助金交付要綱(平成16年3月31日付け15障第727号社会部長通知)の規定に基づく補助金  
 転換技術現地実践事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け16園第48号農政部長通知)の規定に基づく補助金  
 雨水の各戸貯留施設設置支援事業補助金交付要綱(平成16年4月21日付け16下第30号土木部長通知)の規定に基づく補助金(長野県長野地方事務所長に限る。)

行政システム改革チーム

### 長野県告示第312号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

診療所

名 称	所 在 地	廃止年月日
埋橋薬局	松本市埋橋1丁目7-1	平成16年4月1日
飯田内科医院	松本市大字島立字門田201-3	平成16年1月31日
小岩井整形外科	小諸市御影新田1585-4	平成16年2月29日
足立医院	千曲市大字小島3170	平成16年3月31日

厚生課

### 長野県告示第313号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

診療所

名 称	所 在 地	休止年月日
大脇医院	伊那市大字美篤5795番地	平成16年3月31日

厚生課

### 長野県告示第314号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

## 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
飯田内科医院	松本市大字島立201の3	平成16年2月1日
おばた矯正歯科クリニック	松本市女鳥羽1丁目7番23号	平成16年3月1日
松本協立病院(歯科)	松本市巾上9番26号	平成16年4月1日
けやき歯科医院	上田市古里1583-28	平成16年3月1日
クローバークリニック	飯田市松尾新井7067-1	平成16年4月1日
小岩井整形外科	小諸市大字御影新田1585番地4	平成16年3月1日
新駅南モリキ薬局	中野市大字西条字吉原587-2	平成16年4月1日

厚生課

## 長野県告示第315号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

## 施 術 所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みさと整骨院	南安曇郡三郷村大字明盛5058-3	平成16年3月1日

厚生課

## 長野県告示第316号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

## 1 薬 局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
クオール飯田薬局	飯田市大通1-26-6	クオール飯田薬局	クオール薬局飯田店	平成16年3月1日
クオール飯田北薬局	飯田市大通一丁目19-1	クオール飯田北薬局	クオール薬局飯田北店	平成16年3月1日
クオールめがね橋薬局	飯田市伝馬町1-1	クオールめがね橋薬局	クオール薬局めがね橋店	平成16年3月1日

## 2 指定訪問看護事業

名 称	所 在 地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
				新	旧	
医療法人篠崎医院	松本市中央二丁目6番1号	医療法人篠崎医院 篠崎訪問看護ステーション	南安曇郡豊科町大字高家5089番地1	南安曇郡豊科町大字高家5089番地1	松本市島内2067番地17	平成16年2月1日

厚生課

## 長野県告示第317号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1128番地	戸上ヘルパーセンター	千曲市磯部1110番地1	平成16年4月1日
	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1128番地	更埴ヘルパーセンター	千曲市杭瀬下13番地1	〃
訪問入浴介護	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1128番地	戸上訪問入浴ステーション	千曲市磯部1110番地1	平成16年4月1日
通所介護	社会福祉法人ジェイエー長野会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	紅林荘デイサービスセンター	諏訪郡富士見町富士見3107番地2	平成16年4月1日
	社会福祉法人諏訪福祉会	諏訪市湖岸通り5丁目11番5号	かりんの里デイサービスセンターひだまり	諏訪市豊田字榎河原3040番地1	〃
	特別医療法人恵仁会	佐久市中込3丁目15番地6	宅幼老所つかばら	佐久市塚原1888番地7	〃
	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1128番地	戸上デイサービスセンター	千曲市磯部1110番地1	〃
	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1128番地	稲荷山デイサービスセンター	千曲市稲荷山2130番地	〃
	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1128番地	更埴デイサービスセンター	千曲市杭瀬下870番地	〃
通所リハビリテーション	医療法人梓誠会梓川診療所	南安曇郡梓川村梓2344番地1	梓川診療所	南安曇郡梓川村梓2344番地1	平成16年4月1日
痴呆対応型共同生活介護	社会福祉法人大樹会	小県郡青木村田沢3402番地1	社会福祉法人大樹会グループホームラポートあおき	小県郡青木村田沢3404番地4	平成16年4月16日

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	佐久総合病院老人保健施設こうみ	南佐久郡小海町小海4487番地1	平成16年4月1日
特定非営利活動法人ふれあいの家千寿	南安曇郡三郷村明盛3573番地	介護支援センター福寿	南安曇郡三郷村明盛3573番地	〃
医療法人梓誠会梓川診療所	南安曇郡梓川村梓2344番地1	梓川診療所	南安曇郡梓川村梓2344番地1	〃
社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1128番地	戸上居宅介護支援事業所	千曲市磯部1110番地1	〃
社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1128番地	更埴居宅介護支援事業所	千曲市杭瀬下13番地1	〃

厚生課

## 長野県告示第318号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護	社会福祉法人戸倉町社会福祉協議会	千曲市磯部1110番地 1	戸倉町社会福祉協議会	千曲市磯部1110番地 1	平成16年 3月31日
	社会福祉法人上山田町社会福祉協議会	千曲市上山田温泉 4丁目 5番地 1	かみやまだ社協	千曲市上山田温泉 4丁目 5番地 1	〃
	社会福祉法人更埴市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1150番地	社会福祉法人更埴市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	千曲市杭瀬下13番地 1	〃
	社会福祉法人更埴市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1150番地	社会福祉協議会大田原指定訪問介護事業所	千曲市桑原3456番地 1	〃
訪問入浴介護	社会福祉法人戸倉町社会福祉協議会	千曲市磯部1110番地 1	戸倉町社会福祉協議会	千曲市磯部1110番地 1	平成16年 3月31日
	社会福祉法人上山田町社会福祉協議会	千曲市上山田温泉 4丁目 5番地 1	かみやまだ社協	千曲市上山田温泉 4丁目 5番地 1	〃
通所介護	社会福祉法人戸倉町社会福祉協議会	千曲市磯部1110番地 1	戸倉町社会福祉協議会	千曲市磯部1110番地 1	平成16年 3月31日
	社会福祉法人更埴市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1150番地	更埴市稲荷山デイサービスセンター	千曲市稲荷山2130番地	〃
	社会福祉法人更埴市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1150番地	更埴市デイサービスセンター	千曲市杭瀬下870番地	〃

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人戸倉町社会福祉協議会	千曲市磯部1110番地 1	戸倉町社会福祉協議会	千曲市磯部1110番地 1	平成16年 3月31日
社会福祉法人上山田町社会福祉協議会	千曲市上山田温泉 4丁目 5番地 1	かみやまだ社協指定居宅介護支援事業所	千曲市上山田温泉 4丁目 5番地 1	〃
社会福祉法人更埴市社会福祉協議会	千曲市杭瀬下1150番地	社会福祉法人更埴市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	千曲市杭瀬下13番地 1	〃

厚生課

長野県告示第319号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成16年 4月30日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行う者の名称 調査地域 調査期間

上水内郡豊野町 上水内郡豊野町大字 平成16年12月31日まで  
豊野の一部

農村整備課

長野県告示第320号

八坂村長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年 4月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（八坂村航空写真カラー撮影1：8,000）
- 2 作業期間 平成16年 4月21日から平成17年 3月15日まで
- 3 作業地域 北安曇郡八坂村全域

監理課

長野県告示第321号

北相木村長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年 4月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（北相木村都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成14年 6月 2日から平成16年 3月27日まで
- 3 作業地域 北相木村全域（国有林を除く）

監理課

## 長野県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
茅野都市計画道路 3・5・15号 上川橋線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
平成12年長野県告示第396号の土地の区域のうち茅野市ちの字八日市場の一部を変更する。
- 3 縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課

## 長野県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
丸子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
丸子都市計画公園事業 5・4・1号 信州国際音楽村周辺公園
- 3 事業施行期間  
平成16年4月30日から  
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
小県郡丸子町大字生田字馬場及び字西峯地内
  - (2) 使用の部分  
小県郡丸子町大字生田字御所窪、字明賀、字馬場、字池下及び字西峯地内

都市計画課

## 長野県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年5月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 254号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県郡丸子町大字西内字反1番の1地先から 小県郡丸子町大字西内字反27番の2地先まで	旧	9.6~28.8 m	0.3000 km
同 上	新	13.0~38.4	0.2975

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上田塩川線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市大字諏訪形字宮田933番の1地先から 上田市大字諏訪形字宮田956番の4地先まで	旧	5.1~ 9.3 m	0.1547 km
同 上	新	5.1~11.4	0.1540

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 羽毛山大日向線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
東御市羽毛山字細久保1098番地先から 東御市羽毛山字へを坂995番の1地先まで	旧	4.8~10.8	0.2600
同 上	新	8.0~15.0	0.2600

道路維持課

## 長野県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年5月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年4月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 152号  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上伊那郡長谷村大字中尾42番の325地先から 上伊那郡長谷村大字中尾109番の5地先まで	旧	7.9~28.1	0.2898
同 上	新	9.6~30.5	0.2898

- 2(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 153号  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
伊那市大字西春近5829番の5地先から 伊那市大字西春近5482番の1地先まで	旧	11.8~16.3	0.1000
同 上	新	11.8~17.2	0.1000

- 3(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 153号  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
伊那市大字伊那5352番の32地先から 伊那市大字伊那5246番地先まで	旧	9.0~15.4	0.1787
同 上	新	9.0~15.4	0.1787



- 4(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 伊那箕輪線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上伊那郡南箕輪村2627番の1地先から 上伊那郡南箕輪村2705番の1地先まで	旧	10.1~13.3	0.1487
同 上	新	10.1~22.7	0.1487

- 5(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 伊那駒ヶ岳線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
伊那市大字伊那3557番地先から 伊那市大字伊那3564番の1地先まで	旧	6.2~7.4	0.0584
同 上	新	6.6~14.9	0.0584

- 6(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 栗林宮田停車場線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
駒ヶ根市東伊那6206番の1地先から 駒ヶ根市東伊那6367番の1地先まで	旧	7.7~17.0	0.3404
同 上	新	8.7~35.3	0.3425

- 7(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 吹上北殿線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上伊那郡南箕輪村大泉2653番の2地先から 上伊那郡南箕輪村大泉2674番の1地先まで	旧	5.2~10.1	0.5565
同 上	新	9.7~17.4	0.5565

- 8(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 伊那インター西箕輪線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
伊那市大字西箕輪6659番の1地先から 伊那市大字西箕輪6580番の1地先まで	旧	5.6~13.3	0.3854
同 上	新	8.1~21.5	0.3854



## 長野県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年5月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
上伊那郡長谷村大字中尾42番の325地先から  
上伊那郡長谷村大字中尾109番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 2 (1) 路線名 153号
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市大字西春近5829番の5地先から  
伊那市大字西春近5482番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 3 (1) 路線名 153号
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市大字伊那5352番の32地先から  
伊那市大字伊那5246番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 4 (1) 路線名 伊那箕輪線
- (2) 供用を開始する区間  
上伊那郡南箕輪村2627番の1地先から  
上伊那郡南箕輪村2705番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 5 (1) 路線名 伊那駒ヶ岳線
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市大字伊那3557番地先から  
伊那市大字伊那3564番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 6 (1) 路線名 栗林宮田停車場線
- (2) 供用を開始する区間  
駒ヶ根市東伊那6206番の1地先から  
駒ヶ根市東伊那6367番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 7 (1) 路線名 吹上北殿線
- (2) 供用を開始する区間  
上伊那郡南箕輪村大泉2653番の2地先から  
上伊那郡南箕輪村大泉2674番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 8 (1) 路線名 伊那インター西箕輪線
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市大字西箕輪6659番の1地先から  
伊那市大字西箕輪6580番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日

道路維持課

## 長野県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年5月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 254号
- (2) 供用を開始する区間  
小県郡丸子町大字西内字反1番の1地先から  
小県郡丸子町大字西内字反27番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 2 (1) 路線名 上田塩川線
- (2) 供用を開始する区間  
上田市大字諏訪形字宮田933番の1地先から  
上田市大字諏訪形字宮田956番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 3 (1) 路線名 羽毛山大日向線
- (2) 供用を開始する区間  
東御市羽毛山字細久保1098番地先から  
東御市羽毛山字へを坂995番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日

道路維持課

## 長野県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年5月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 406号
- (2) 供用を開始する区間  
長野市大字村山字市ノ口319番の12地先から  
長野市大字村山字伊勢社前241番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日
- 2 (1) 路線名 長野真田線
- (2) 供用を開始する区間  
長野市稲里町下水鉋字上街渠1140番の1地先から  
長野市稲里町下水鉋字蛭窪534番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年4月30日

道路維持課

## 長野県告示第329号

平成11年長野県告示第316号（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一

部を次のとおり改正します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

1の(2)中「平成16年5月31日」を「平成19年5月31日」に改める。

建築管理課

長野県告示第330号

長野県住宅改修資金補助金交付要綱(昭和46年長野県告示第535号)の一部を次のように改正します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

第9中「茅野市」を「東御市にあつては上小地方事務所、茅野市」に改める。

建築管理課

長野県北信地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成16年4月16日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年4月30日

長野県北信地方事務所長 松尾仁雄

名称 住所  
有限会社 吉美 長野市青木島町綱島519

会計課

長野県議会告示第2号

長野県議会事務局規程(昭和31年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成16年5月1日から施行します。

平成16年4月30日

長野県議会議長 古田英士

第5条第2項中「及び次項」を「、次項及び第4項」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 給与審査幹が専決する事項は、別表第5に掲げるとおりとする。第5条に次の1項を加える。
  - 8 給与審査幹が不在のときは、あらかじめ給与審査幹の指定した書記がその事務を代決する。
- 別表第2の総務課の項中

安全運転管理者	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2第1項に規定する職務
---------	-------------------------------------

を

安全運転管理者	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2第1項に規定する職務
給与審査幹	職員の扶養親族の認定等に関する事務の総括掌理

に改める。

別表第4の2の(2)及び(3)を削り、同2の(4)を同2の(2)とし、同(2)の次に次のように加える。

- (3) 非常勤の職員の任免

別表第4の2の(5)及び(6)を削り、同2の(7)を同2の(4)とする。

別表第4の次に次の別表を加える。

(別表第5)(第5条関係) 給与審査幹が専決する事項

- 1 職員の扶養親族の認定
- 2 職員の住居手当の決定
- 3 職員の通勤手当の決定
- 4 職員の単身赴任手当の決定

総務課

選告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による平成14年分の政治団体の収支に関する報告書について、細川治幸事務所から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定により公表した政治資金規正法に基づく政治団体の平成14年分の収支報告書の要旨(平成15年選告示第75号)の一部を次のとおり訂正します。

平成16年4月30日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別冊の細川治幸事務所中

「収入・支出の総額」を「1 収入・支出の総額」に、

「繰越額」 0円

を

「繰越額」 4円

- 2 収入・支出の内訳

収入の内訳

寄附(内訳別掲)

個人からの寄附 4円

小計 4円

合計 4円

〔寄附の内訳〕

個人からの寄附

その他 4円

小計 4円

に改める。

選挙管理委員会